

## EC 環境政策の新たな局面

——エコラベル計画およびエコ監査計画を中心に——

大 森 正 之

### 1. はじめに

先進国の環境政策は、90年代に入って新たな局面をむかえている。その特徴は、商品および生産過程における環境負荷の削減を企業自らのイニシアティブで推進させることを目的としている点にある。本稿では、その端的な事例として、ECのエコラベル計画およびエコ監査計画を取り上げる。

エコラベル計画は主に消費財の環境負荷の削減を目的とし、商品のライフサイクルを通して環境への影響の少ない商品をECレベルで認定し推奨する制度である。この制度に自主的に参加する企業は、その商品が一定のEC基準を満たしていることが認定され、EC公認のラベルの商品への付与と広告が可能となる。このラベルにより消費者に商品の環境負荷情報が適切に提供され当該商品のシェア拡大を導くことが、同計画では期待されている。そして生産者サイドの環境保全志向的な研究開発とイノベーションの促進が、この制度により可能になるとみなされている。また、環境保全志向のある消費者（グリーン・コンシューマー）によってエコラベル商品が需要されることには次のような経済的含意がある。すなわち、エコラベルの採用によって当該商品への消費者の支払意志水準が高まれば、それまで現実には支出されないかあるいは生産者が負担するしかなかった環境保全のための費用を価格に転化しうることになり、環境保全がはかられることになるのである。

他方、ECの共通環境監査計画であるエコ監査計画は生産過程における環境負荷の軽減を目的とし、環境監査を介した環境マネジメントの強化とそこから導かれる生産装置の環境保全志向的なイノベーションを企業に促す施策と特徴づけられる。EC公認の環境監査人を認定し、企業が自主的に行う内部環境監査の結果を再度外部から監査させる。そしてこの監査に合格した企業施設に対しては広報活動において監査合格のロゴマークの使用を認め、企業施設の環境負荷についての情報を市民に公開させる。これは市民の抱く当該企業イメージの向上に役立つと共に、他の経済主体が当該企業への投資や取引の開始・継続を判断する際の情報として流通する。また内部監査及び制度監査の結果が経営陣へフィードバックされることによって導かれる環境マネジメントの強化は、企業が負担すべき様々な環境保全費用（社会的費用）の内部化を促進する。そして生産装置の環境保

全志向的なイノベーションが促され、競争上の優位性の獲得が目指されることになる。

また両計画は相互に関連している。エコラベルの付与はエコ監査を介した生産過程の環境負荷の削減を事実上前提としており、ラベリング手法はエコ監査の情報公開制度に応用されている。そして両計画の策定は、環境政策が長期的な産業政策の一環として積極的に位置づけられている点で、ECの環境政策の展開において一つの質的転換を意味している。さらに、ECの統合とこれらの計画は、域内の競争条件の均等化と対域外競争力の長期的確保という点でも結び付いている。

以下では、まず、先進国の環境政策及びECの環境政策の展開過程に則して両計画の策定の背景について考察する。次に、両計画の概要を紹介しつつそれぞれの特徴をその経済的含意を含め考察する。そして最後に、両計画がおよぼす諸影響、さらにはわが国の環境政策にとっての意義について言及する。

## 2. ECのエコラベル計画およびエコ監査計画策定の背景

### 2-1 先進諸国における環境政策の進展

先進諸国では1970年代前半に、環境法体系および執行システムからなる環境政策の枠組みがほぼ整備され、70年代後半および80年代は枠組み内での規制強化と枠組みの外延的拡張とが目指された。その結果、経済過程総体における環境負荷の削減と企業における環境マネジメントの強化が促された。また、こうした過程において、先進諸国の市民は、企業活動に起因する環境汚染の被害者・告発者であると共に、企業人・消費者として加害者でもある側面を自覚した。それゆえ、環境政策の推進を政治的側面（緑の党やNGOの活動）においてのみならず経済的側面からも主導した。そして、政府規制型とは異なる、企業・市民参加型の新しい制度的枠組みを準備したのである。

#### 2-1-1 一国レベルでのエコ・ラベリング制度の導入

以下では、エコ・ラベリング制度に関するOECD報告に則して、その現状と課題に言及する。環境負荷の相対的に少ない商品（消費財）の開発を企業に促した自ら需要する、いわゆるグリーン・コンシューマーの70年代後半以降の出現は、「環境に優しい商品」の普及に寄与した。こうしたグリーン・コンシューマーとは、この様な商品に対して一定のプレミアムを支払う意志のある消費者層と見なすことができる。環境行政当局は、環境負荷の少ない商品を公的に認定し、エコロジー・マークの添付された特定商品の販売を推奨する。その結果、一方では企業がこのマークをマーケティング・ツールとして活用する機会を提供し、また他方では、消費者が商品の環境負荷に関する正確な情報を得る機会を創出する。そしてその波及効果として、生産者の環境保全志向的なイノベーションが促されるのである。こうした公的なエコ・ラベリング制度は、1978年にドイツで先駆的に導入され、1988年にはカナダと日本に、89年には北欧諸国に導入された。ドイツの環境・自然保護・原子力安全省が認定する「ブルーエンジェル・マーク」は、84年には33の商品カテゴリーにおい



て500商品に付与され、90年夏には60の商品カテゴリーにおいて3,200商品以上に付与されている。  
 また、88年のドイツの主婦にたいする世論調査では78.9%がこのマークを認知するに至っている。<sup>(1)</sup>

しかしながら、このようなエコ・ラベリング制度は先進諸国の国内制度であることから、各国ごとの運営システムにかなりの相違があり、当然エコラベル対象商品の選定基準も異なる。特に選定基準の極端な相違や一国の突出した基準の厳密化は、非関税障壁となる可能性がある。また生産過程を対象とする汚染防止に適用される「汚染者負担原則」は、この領域では適用されにくいいため、公的な助成が一国レベルで過剰になる危惧もある。この点を配慮して、エコ・ラベリング制度の運営を可能なかぎり自主財源の範囲内で行う原則を各国とも表明していた。しかし、ドイツにおいてもカナダや日本においても、この原則の適用が事実上放棄されている。また全ての導入国でこの制度の立ち上げに要する費用は政府により調達されている。ドイツを例にとれば、制度の管理運営費は企業よりの申請料と契約使用料で賄っているものの、商品の選定や調査の費用は政府に依存している。こうしたことから表1にみるように、エコラベルの年間使用料は国ごとに大きく異なり、そこには自主財源による運営を目指す北欧諸国と自主運営を事実上放棄している国々との間の政府財政への依存度の差異が反映しているのである。<sup>(2)</sup>

表1 エコラベル使用料の国際比較

(単位：ドル/1990年9月5日のレートで換算)

年間製品販売額	年間エコラベル契約使用料				
	ド イ ツ	ノ ル ウ ェ ー	オーストリア	スウェーデン	カ ナ ダ
100,000	267	400	450	1,382	259
250,000	267	1,000	1,350	1,382	1,294
500,000	532	2,000	1,350	4,145	2,155
1,000,000	532	4,000	2,700	6,460	2,155
2,000,000	1,066	8,000	2,700	9,520	4,310
3,500,000	2,094	14,000	2,700	9,520	4,310
5,000,000	2,094	20,000	4,050	9,520	4,310
6,500,000以上	3,030	26,000	4,050	9,520	4,310
1回の申請料	190	1,641	—	1,727	690+

注1 ドイツの場合契約使用料の20%のプロモーション費用が加算されるが、表の数値はそれを含めている。

注2 オーストリアの場合、使用料の契約期間は2年間であり、表の数値は使用料の約25%にあたる申請料を含んでいる。

注3 カナダの申請料は、査察される製造過程の複雑さとプラント数に依存して申請料が可変的なものとなる。

注4 日本のエコマーク制度は製品の単価によって年間の使用料が規定されている。因みに0-7ドルの製品では278ドルであり、7-70ドルの製品では417ドル、70-700ドルの製品では556ドル、それ以上は700ドルである。

出典：文献 [26], p. 25

注(1) 文献 [26] p. 11-14 を参照。

(2) 同上, p. 24-28 を参照。



共同体経済の競争力を高めるものであると見なすまでに至っている。<sup>(21)</sup>しかしながら、こうした「ラディカル」な議論も、先にのべたように、ECの組織条約であるローマ条約において環境政策が明確に位置づけられていないことから、実効性のある施策を具現化する法的な基礎を有していなかった。86年に締結され87年発効の「単一欧州議定書」において、環境に関する規定が130条のRからT項として挿入されたこと<sup>(22)</sup>によって、87年からの「第4次環境行動計画」はその法的基盤を補強され、後に理事会規則などの措置の導入をより容易にするものとなるのである。

## 2-2-2 「単一欧州議定書」と「第4次環境行動計画」

「単一欧州議定書」の130条R項では、まず第一にECの環境行動の目的は①環境の質の維持、保護、改善にあること、②人間の健康保護に寄与すること、③自然資源の慎重かつ合理的な利用を確保すること、にあるとされている。そして第二に、行動原則として「予防措置の原則」、「発生源対策の原則」、「汚染者負担の原則」が確認されている。また第三に、行動に際しては、科学的技術的データ、様々な地域の環境条件、行動をとる場合あるいはとらない場合の潜在的な費用と便益、共同体の経済社会的発展と諸地域のバランスある発展を考慮すべきことが述べられている。そして第四に、共同体は、環境行動の目的が個別構成国レベルにおいてよりも共同体レベルにおいて一層達成される場合に環境行動をとること、そして個別構成国は共同体の行動を損なわない限りで自らそれ以外の措置について独自に財政負担をし実行することが規定されている。さらに第五には、共同体と構成国の第三国および国際機構との協力関係の構築について言及されている。<sup>(23)</sup>つまり、第1次から第3次までの10数年間の「環境行動計画」の根幹部分が、ようやく「議定書」において法的基礎を得たのである。また、それを促す現実的な要因としては、ECレベルでの環境問題、すなわち国境を越えた大気汚染（酸性雨）、ライン川等の河川や北海や地中海等の公共海域の水質汚染の深刻化があった。

87年から92年を対象期間としている「第4次環境行動計画」の策定作業は、以上の「議定書」におけるローマ条約修正を前提としているため、「第3次環境行動計画」に比べ、ECの環境政策と他の政策分野との関係がより一層明確化された。「第3次環境行動計画」では他の政策分野への環境視点の統合が課題とされていたが、「第4次環境行動計画」では「環境保護は共同体の他の政策の必要条件である」とその前文で言明されるに至っている<sup>(24)</sup>のである。さらに「第4次行動計画」およびその形成過程では以前に比べて、次のように環境と商品あるいは環境と企業をめぐる議論は深められており、具体的な共同体的施策の導入を想定したものとなっている。

まず、商品（および環境それ自体）の基準に関しては、92年内の市場統合の完遂のためには広範囲により多くの基準を導入する必要があることが指摘されている。そして世界市場でのEC工業の

注 (21) 同上、p.5を参照。

(22) 文献 [16] を参照。

(23) 文献 [8]、p.32-34を参照。

(24) 文献 [16]、p.4を参照。

競争力は、将来的には、環境汚染を伴わない商品・サービス、すなわち競合する先進国に比してより高度な環境基準を達成しうる商品・サービスを提供しうる能力にかかっていることが指摘されている<sup>(25)</sup>。より厳しい環境基準と「環境に優しい商品」が求められており、また一国の規制が域内の貿易を阻害してはならない点も繰り返し指摘されている<sup>(26)</sup>。そして、消費者保護、消費者教育の観点から環境にかかわる商品・サービスの情報の公開が課題とされている<sup>(27)</sup>。また、こうした高度な商品・サービスの基準の設定がイノベーションを引き起こし、新市場の形成による機会創出を可能にすると指摘されており、環境保護は経済成長と雇用創出を促すと明言している<sup>(28)</sup>。ここには、明らかに共通エコラベル制度の導入が想定されているのである<sup>(29)</sup>。

他方、環境政策と産業及び企業との関連に関しては、汚染防止や環境影響評価をこえて、生産設備の場所やデザイン、企業における生産物や生産過程の選定、廃棄物の管理などより広い領域での環境への配慮が必要になると指摘されている。また、明らかに公的規制が厳しくなり、市民の環境の質への関心が高まるにつれ、企業が自己のイニシアティブと利害関心に基ついて、環境への考慮を自己の政策と経営に反映させねばならないとし、環境マネジメントおよび環境監査の必要性を提起している<sup>(30)</sup>。そして、こうしたアプローチが一般化しないかぎり、全ての経済社会活動への環境視点の完全な導入は有り得ないと主張している。企業が自ら定めた厳しい基準を達成することでEC域内企業の競争力が長期的には増大していくものと展望されているのである<sup>(31)</sup>。

次節で具体的に考察するECのエコラベル計画およびエコ監査計画の策定の基礎には、この様な「第4次環境行動計画」における環境問題と商品の関係及び環境政策と産業・企業の関係についての長期的な展望が踏まえられているのである。

### 3. エコラベル計画の概要と特徴

#### 3-1 エコラベル計画の概要

ECのエコラベル計画(Eco-label Award Scheme)は、1992年3月23日、理事会規則(Council Regulation)として正式に成立した<sup>(32)</sup>。その目的は、環境負荷の相対的に少ない商品(当然その人体への安全性は考慮されている)のデザイン・生産・販売・利用を促進すること、商品の環境負荷に関するより正確な情報を消費者に提供することにある。そして、その対象商品は、他にEC規制がある食料・飲料・薬品(及び既存規定により危険物とされるもの)を除外した製品とされている。従ってエコラベ

注(25) 文献[2], p.3を参照。

(26) 同上, p.4, 1-3を参照。

(27) 同上, p.5, 1-5を参照。

(28) 同上, p.16, 2-3-26を参照。

(29) 同上, p.3を参照。

(30) 同上, p.5, 1-6を参照。

(31) 同上, p.13, 2-3-11を参照。

(32) 文献[19]を参照。



ルはEC域内で生産され、以上の目的と健康・安全要件に見合う商品に付与されるが、輸入品はこのラベルの付与を要請するならば域内生産物と同様の基準を満たす必要がある。<sup>(33)</sup>

また、このラベルの付与条件は、同一の目的と用途をもった製品グループごとに規定される。この製品グループを環境保全の視点から特定する基準は、次のような手続きで決定される。<sup>(34)</sup>まず、所管機関が、この規則の発効から6ヶ月以内に各構成国において指定される。所管機関は自主的にあるいは国内の関連事業体および個人の要請を受けてその活動を開始する。つぎに所管機関は国内の利害関係グループによるコンサルテーションを済ませ、その結果をEC委員会(Commission)に報告し、次に委員会に要請書を提出する。委員会は各構成国の所管機関の要請を受けることで、あるいは自主的に、一定の見解をコンサルテーション・フォーラムに諮問する。このフォーラムとは、工業界、商業界(両者は労働組合を含む)、消費者団体、環境団体の各々の代表(各3名以内)から構成されるEC独自の諮問機関である。<sup>(35)</sup>この過程で委員会は構成国での諮問を考慮し、商品グループとその選定基準に関する草案を策定する。そして最後に、この草案は委員会代表が議長となり構成国代表者により組織される会議(Committee)での決議を経て決定される。

また、こうした環境保全の視点からなされる商品グループ選定の基準は、次のような原則を踏まえたものでなければならない。すなわち、原材料の選定などの生産以前の段階・生産・流通・利用・廃棄の段階に至る商品の「揺籠から墓場まで」のライフサイクルの各過程と、廃棄物・土壌汚染・水質汚染・大気汚染・騒音・エネルギー消費・自然資源消費・生態系への影響の各チェック項目とのマトリクスが設定されており、これに準ずるべきとされている。<sup>(36)</sup>なお商品グループの設定期間は3年であり、基準の有効期間もこれに準ずることになる。

エコラベルは、構成国の生産者及び輸入業者がその国の所管機関へ必要書類を提出することによって申請される。所管機関は委員会の定める登記所に諮問し、その後上記の基準に見合うか否かを所管機関が審査し、ラベルの付与を決定する。さらに、この決定は委員会に提出され、委員会はこの決定と審査結果を他の構成国の所管機関に提出する。そして決定の提出後30日以内に委員会で反対意見(他の構成国の所管機関の反対に基づく)が無い場合に、はじめてEC共通のラベル(ロゴマーク)<sup>(37)</sup>の付与が正式に認められ、広告等に利用できることになる。反対意見の上があった場合は、委員会はとるべき措置の素案を先に述べた構成国代表者からなる会議(Committee)に提出し決定を委ねる。また、以上の過程で関与者が得た情報は、ラベル付与後に製品名、生産者、付与理由等が公表される場合を除いて機密とされる。しかしながら、製品グループ、具体的な環境保全視点からの選

注(33) 同上, p.2を参照。

(34) この手続きの詳細については、文献[19], p.2-4を参照。

(35) コンサルテーション・フォーラムは、初期の提案書(文献[4])の段階では(審査会=Juryと称されており)その構成メンバーにメディア代表を含めていた。しかしメディアが商品の環境負荷についての利害関係者で有り得るかという問題がEC経済社会委員会の意見書で指摘され(文献[20], p.9), 修正された。

(36) 文献[19], p.2。なおマトリクス自体については同じくp.6を参照。

(37) 共通ロゴマークについては、同上, p.7を参照。



定基準，エコラベル付き製品のリスト，所管機関名・住所などはEC官報で公表されねばならない。さらに，こうした申請手続きは申請者の自己負担でなされ，またラベル使用の管理もラベル使用料<sup>(38)</sup>によって賄われると規定されているが，その金額については各構成国ごとに異なるとされている。

### 3-2 コエラベル計画の特徴

ECのエコラベル計画の特徴は，第一に，2-1-1でふれたドイツの「ブルーエンジェル・マーク」などの先行事例に対する一定の積極的評価に基づき，またEC全体としての利害調整を考慮して策定されている点にある。1991年の提案書の前文では，一国のエコラベル計画の過剰な推進が，欧州の単一市場の形成を阻害する要因および域内競争の攪乱要因になりかねないと憂慮されており，その除去のためにEC統一のラベリング基準が必要であると主張されている<sup>(39)</sup>。そして審査の客観性，透明性を保持する目的で以上にみたような複雑な申請，審査，登録手続きが必要とされている。第二に，この計画は法的には理事会指令(Directive)ではなく理事会規則と言った，速やかな遂行を可能にする手法が取られており，国内法への移行における遅延を排除している点に特徴がある。また第三に，規則の細部において，初期の提案書の段階に比べ内容的にかなりの改善が認められる。例えば，1991年の提案書における環境保全視点からの審査マトリクスでは，生産過程以前の原材料の選定過程等は考慮されておらず，また，環境影響のチェック項目としては生態系への影響の項目が含まれていなかった<sup>(40)</sup>。この様に商品ライフサイクルの全領域と個別汚染項目を越えた生態系総体への影響をも含めるまでに審査対象を拡大したことで，次に見るエコ監査計画と相互に前提しあうまでに環境影響の審査が体系化されている。従ってこの規則の前文にあるように，エコラベル計画への生産者・輸入業者の参加が自発的なものである限り，同計画は市場メカニズムに依存しつつ，環境負荷の少ない「クリーンテクノロジー」の自主的な研究開発とそれによるイノベーションを展望するものと見なされる。

とはいえ，エコラベル計画の直接の課題は，環境負荷の相対的に少ない商品の市場シェアの拡大にある。一般にこうした商品は，環境負荷削減に要する社会的費用が生産費をおしあげながらも，既存の市場制度ではそれを商品価格へ転化することが困難であった。それゆえ，この計画の経済的含意は環境負荷を削減した商品とそれと競合する旧来的な商品との差別を制度化することで，この価格転化をECレベルで促進することにあると考えられる。そしてその背景には，消費者の商品選択の基準の一つとして環境への配慮が組み込まれ，域内の消費者のこうした商品への支払い意志水準が高められていることが示唆されている。またエコラベルは，このような消費者の商品選択基準の変化自体を一層促進するために，消費者への正しい情報提供をおこなう手段としても位置づけられている。しかしながら，エコラベル商品の選定基準が域外国にとって厳しく設定されるならば，E

注(38) 同上，p.4，Artikle 11を参照。

(39) 文献[4]，p.7を参照。

(40) 同上，p.36を参照。



Cがドイツに対して危惧したように、国際貿易の阻害要因になりかねないことも明らかである。また、構成国におけるこの計画の運用が、申請料とラベル使用料に基づくとする自主財源主義を採用しつつも、統一した申請料とラベル使用料を設定していない点、さらには構成国間での審査制度の運用にかかわる財政補助の差異をECが調整する独自の財政システムが付帯されていない点が依然大きな問題として残されている。これらは、構成国間における環境問題への取り組みの差異を、今後、一層拡大する要因と見なすことができる。

#### 4. エコ監査計画の概要と特徴

##### 4-1 エコ監査計画の概要

ECのエコ監査計画(Eco-audit Scheme)は、先にみたエコラベル計画とは異なり、92年の時点で、まだ理事会規則(Council Regulation)としては正式に成立していない。従って、ここでは、92年3月に委員会がまとめた規則案<sup>(41)</sup>の内容を検討する。

ECエコ監査計画は、企業がこの計画に自主的に参加することで環境にかかわる諸活動を自ら評価しその改善をはかることを目的とするものである。そしてその具体的な手法は、企業における環境保全システムの構築とその稼働を促し、このシステムが企業の環境影響の改善に必要な情報を体系的に、客観的に、定期的集積することである。こうしたエコ監査の考え方は、先に言及したICCの環境監査に関する次のような定義に準拠したものである。すなわち、環境監査とは企業において環境に関わる組織、マネジメント、装置が環境保全の促進という目的をどの程度達成しているかを、体系的に、記録として残るかたちで、定期的、客観的に、評価するマネジメント手法である。そしてそれを、企業が①環境にかかわる諸活動のマネジメント・コントロールを強化すること、②公的な規制基準のみならず企業自身の規制基準に照らしてその遵守状況を評価することによって行うものと定義されている<sup>(42)</sup>。またエコ監査計画では、こうした企業の環境面での業績にかんする市民への情報公開がもう一つの目的としてあげられている。

このエコ監査計画に参加する場合に、EC域内の企業は企業それ自体ではなくその個別施設(site)の活動にたいして、先ずその環境影響を分析し、その結果を「環境調査書(environmental review)」(以下に言及する最初の「環境報告書」作成への準備作業)として作成する。次に企業として独自に「環境保全システム」<sup>(43)</sup>を構築し稼働させ、「環境報告書(environmental statement)」を作成する。この「環境報告書」は内部環境監査をもとに作成され、EC公認の環境監査人による承認すなわち外部監査をへて、構成国の指定する所管機関に提出される。そしてそこで保管され、市民の縦覧に供さ

注(41) 文献[18]を参照。なおこの規則はこの時点で1993年1月1日発効と予定されている。

(42) 文献[22], p.3を参照。

(43) 環境保全システムの構築はヨーロッパ基準(EN, 29000=ISO, 9000文献[12]を参照)を考慮すべきであり、環境政策、環境に関する諸目的、環境計画、環境管理システム(監査計画を含む)によって構成されるものとされている(文献[18], p.7)。



れることになる。また、ここでいう企業とは電力、ガス、廃棄物処理業を含む主要な製造業と一部のサービス業であり、施設とは、企業が活動する一定の場所である。「環境調査書」の調査項目は施設の環境問題<sup>(44)</sup>、環境影響、環境業績に関するものであり、「環境報告書」はその内容に①施設における活動概要、②関連する主要な環境問題の評価、③汚染物質、廃棄物、原材料、エネルギー・水消費等の詳細な数値、④当該施設にたいする企業の環境政策、環境計画、環境目標、⑤施設の環境保全システムの稼動状況、⑥次の報告書の提出期限を盛り込むべく規定されている<sup>(45)</sup>。なお内部監査は企業内の監査人あるいは外部の公認監査人がおこなうが、前者の場合、監査人は監査対象施設から独立している必要がある<sup>(46)</sup>。公認監査人はその結果をうけて、その内容及びデータの信頼性を確認する。そして、それらの結果は経営陣にフィードバックされる。施設監査の具体的な活動は、施設の事前調査、現地施設調査、報告書作成であり、監査の頻度は1—3年に1回とされている。また公認環境監査人の認定基準の設定は構成国の所管機関、産業界、環境・消費者団体、労働組合が協議・決定し、委員会に報告される。なお、一国で公認された監査人は、リスト化され委員会に提出され公表される。そして他の構成国でも活動できる。

以上のような過程を経て、エコ監査計画に参加し、公認監査人の外部監査に合格した企業施設は所管機関においてリスト化され、委員会に報告されて毎年EC官報で公表される。また、こうしたエコ監査に合格した企業施設は、EC公認のエコ監査合格のロゴマークを企業の環境報告書、会社案内などの広報資財、便箋、企業広告（商品広告では使えない）に利用できることになる。

#### 4-2 エコ監査計画の特徴

エコラベル計画と同様に、エコ監査計画も理事会指令ではなく理事会規則として提案されている。従って同じく構成国の国内法への移行における遅延が排除されている。また、この計画に企業は自主的な判断に基づいて参加できる点でエコラベル計画と類似<sup>(47)</sup>している。さらにこの計画の特徴は、合衆国でEPAの意見書の形で提出されている環境監査と比べた場合、EC公認環境監査人制度を導入した点、エコ監査合格のロゴマークの使用を認めた点にある。公認環境監査人制度とロゴマークの使用は、環境監査の結果及び関連情報を市民に提供する意図から企画されている。市民あるいは消費者は、こうした情報を商品選択（および、その一要因としての企業選択）の基準の一つとして利

注(44) ここでいう環境問題とは環境影響の評価・管理・防止、エネルギーおよび原料の管理・節約・選択・輸送、水質管理、水の節約、廃棄物の除去・処理、リサイクル、再利用、生産過程の選定、製品企画、事故の防止、環境問題に係わる情報の従業員への提供・教育・従業員参加、外部への情報提供・市民の参加・苦情処理を含む。

(45) 文献 [18], p.5を参照。

(46) 内部監査の場合、監査人の選定基準はヨーロッパ基準 (EN. 29000=ISO. 9000 文献 [12] を参照) に準じること、また内部監査、外部監査のいずれの場合にも、監査は同規則案、付録I (文献 [18], p. 7-11), およびISOの監査人基準 (文献 [23] を参照) に準じることが明記されている (同上, p. 5, Article 6を参照)。なお、監査人の監査対象施設からの独立については同じく p. 9-10を参照。

(47) このエコ監査計画の第一案 (1990年12月) では、環境監査は企業が自主的に参加するのではなく一定の条件を満たす企業への義務づけであった。詳細については文献 [34] を参照。



用することで、経済過程、とりわけ生産過程での、環境負荷の削減に寄与することが期待されている。それゆえに公開される情報の厳密性が要求され監査人の公認制度が導入されているのである。

一般に環境監査は、環境法規の遵守状況に関する法的責任、環境災害に関する社会的倫理的責任の自覚と、環境保全に対する費用、資源、人材、責任の最適配分を経営陣に対して促すものである。特に環境保全費用に関しては、公的環境規制の強化が予測される状況下では、生産過程総体での長期的な環境負荷削減とそれにかかわる投資計画の策定に必要な不可欠な情報を経営陣にフィードバックさせる役割を環境監査は担っている。しかしながら、ECにおいては環境監査は生産過程の環境負荷の削減のみならず、商品の環境負荷の削減とも関連する。なぜならば、先に述べたエコラベル計画は生産過程での環境負荷をも審査対象としており、エコ監査の実施は事実上EC公認エコラベルの付与条件と見なすことができるからである。

また同計画では十分明確にされていないが、エコ監査に要する費用は、汚染者負担原則からも同計画への参加を希望する企業の負担になる。一般に環境監査の費用に関しては直接的費用として内部監査人グループの person 費（あるいは外部への監査委託費）、監査協力者が負担する費用および監査実施経費が想定されるが<sup>(48)</sup>、ECのエコ監査計画においてはさらに公認監査人への外部監査委託費が想定される。それゆえ、企業における環境監査の狙いは、こうした監査関連費用を負担することで、公的規制あるいは自己規制の基準を遵守するために必要な生産施設の環境負荷削減費用すなわち社会的費用の負担を長期的視点から計画化することにある。この点で、環境監査に要する費用は、内部化されるべき社会的費用負担の総体を合理的に管理するための追加的な社会的費用と見なすことができる。したがって、ECエコ監査計画の経済的含意は、生産過程において環境負荷を伴う企業が主体的にその利潤の一部を環境保全費用として内部化する際に、その促進要因を制度的に助長することにあると考えられる。ロゴマークの使用は、こうした企業への社会的信用を高め投資を促す手段であり、生産設備の環境保全志向的なイノベーションを継続させる誘因として位置づけられている。そして長期的には域外の企業に対して比較優位を形成することが期待されている。しかしながら、エコ監査における情報公開が、企業の社会的信用を高め投資を促すとはいえ、その効果は迂回的であり短期的には現れにくい。むしろ、70年代の先進国における公害防止技術の開発や公害防止装置の普及が各国政府よりの財政補助によって促されたように、期待される生産設備の環境保全志向的なイノベーションもECレベルでの独自の財政的補助と相俟ってはじめて加速されることが考えられる。また実際に、ECレベルでの新たな財政措置が同時期に検討されており、エコラベル計画とエコ監査への助成が示唆されている<sup>(49)</sup>。エコ監査計画がこうした財政的措置と結合して域内企業における環境志向的なイノベーションを引き起こし、その結果、域外企業にたいする比較優位が形成された場合、同計画は明らかに国際貿易を阻害する要因に転化しうる。こうした危惧は現時点では、本格的には議論されていない。しかし、貿易阻害という対価を払っても、エコラベル計画とエコ監

注(48) 文献[21], p.17-18を参照。

(49) 文献[3]を参照。



査計画による消費財、生産財、生産過程の環境負荷の削減が強力に推進されるべきか否かは、今後、環境保護主義と自由貿易主義の調整をめぐる問題として、あるいは「汚染者負担原則」をめぐる問題として、あらためて GATT や OECD の場で討議されねばならない課題であるとする。

##### 5. おわりに——EC エコラベル計画およびエコ監査計画の影響とわが国の課題——

以上のように EC のエコラベル計画では、商品へのラベルの付与を認定する際に、生産以前の原材料選定から廃棄までの「揺籠から墓場まで」の全過程における、廃棄物、各汚染物質の排出状態、生態系への影響等の各チェック項目が厳しく定められている。こうした厳しい条件が EC で設定されたことから、今後、カナダ、日本等の既にエコ・ラベリング制度を持つ域外国では制度の再検討が要請されよう。また EC のエコラベル計画の成立時点ではエコ・ラベリング制度が導入されていないオーストリア、フィンランド、合衆国、オーストラリア、ニュージーランド等の域外国では、今後国内でエコラベル計画を導入する場合、EC 計画との商品選定基準の整合化といった課題が課せられることになる。

他方、エコ監査計画に関しては、すでに域内では 92 年 3 月にイギリスの BSI (British Standards Institution) が、EC のエコ監査計画を補足するものとして独自の環境マネジメント・システムを策定している<sup>(50)</sup>。また合衆国や日本などの先進諸国でも、今後は EC のエコ監査計画を無視して、自国の環境監査制度を策定することは有り得なくなると考えられる。環境監査の制度化に関しては、ICC のガイドラインや合衆国 EPA 声明において、中小企業での導入に特別な財政的配慮が要請されていた。従って EC においてもこうした領域でのエコ監査の普及については、汚染者負担原則に抵触する事から、あくまでも過渡的措置として導入企業への財政補助が検討されるであろう。

最後に、わが国における現行エコ・ラベリング制度への影響と環境監査制度の導入について若干言及したい。わが国のエコラベルはその導入以来 4 年が経過しているが、その普及はドイツに遠く及ばない。ここには商品の環境負荷への関心が企業においてのみならず消費者においても十分高まっていないことが反映している。それゆえ EC でのこの制度の普及が貿易関係を通じてわが国の消費者さらには企業に影響を及ぼすことが期待される。また、わが国での環境監査についての議論は早く、70 年代後半に経営学の領域で環境問題をめぐる「企業の自己規制力の向上」という観点から論究されていた<sup>(51)</sup>。90 年代に至って欧米企業と提携しているコンサルタント会社、損害保険会社、監査法人を中心に、環境監査を巡る議論が再開された。91 年の経団連の「地球環境憲章」には環境監査の導入が企業の環境行動として示唆されるに至っている。しかしながら、その後の環境庁の委託を受けた「企業行動研究会」などに於いても、EC のエコ監査計画の策定過程に比べ、特に研究開発やイノベーションといった産業政策的観点からの議論は深められてはいない。それゆえ環境監

注 (50) 詳細は、BIS 7750, Specification for Environmental management systems, 1992. を参照。

(51) 文献 [35], p. 139 を参照。

査の制度化を推進するかぎり、改めて、「企業の自己規制力の向上」という論点に立ち返り、さらに産業政策的な観点もふくめ、今後議論を深める必要がある。

#### 参考文献

- [1] Commission of the European Communities, *Ten Years of Community Environment Policy*, Brussels, 1984.
- [2] ———, EEC Fourth Environmental Action Programme (1987-1992), COM(86)485 final, Brussels, 9.10.1986.
- [3] ———, Proposal for a Council Regulation (EEC) establishing a Financial Instrument for the Environment (LIFE), COM (91) 28 final, Brussels, 31.1.1991.
- [4] ———, Proposal for a Council Regulation (EEC) on a Community Award Scheme for an Eco-label, COM (91) 37 final, Brussels, 11.2.1991.
- [5] ———, Amended Proposal for a Council Regulation (EEC) concerning a Community Award Scheme for an Eco-label, COM (91) 544 final, Brussels, 11.12.1991.
- [6] ———, Information, Commission Proposes a Voluntary Community Environmental Audit Scheme for Industry, Brussels, 19.12.1991.
- [7] ———, Proposal for a Council Regulation (EEC) allowing Voluntary Participation by Companies in the Industrial Sector in a Community Eco-audit Scheme, COM (91) 459 final, Brussels, 5.3.1992.
- [8] ———, Single European Act and Final Act, Brussels, 1986.
- [9] ———, Donald Huisingh, Vicki Bailey edited, *Making Pollution Prevention Pay*, Pergamon Press, Oxford, 1982.
- [10] Environmental Protection Agency, Environmental Auditing Policy Statement, Federal Register, Vol. 50, No. 217, 11.8.1985.
- [11] ———, Environmental Auditing Policy Statement, Federal Register, Vol. 51, No. 131, 7.9.1986.
- [12] European Committee for Standardization, Quality Management and Quality Assurance Standards —Guideline for Selection and Use—, Brussels, 1987.
- [13] European Communities, On the Programme of Action of the European Communities on the Environment, Official Journal of the European Communities, No C 112, Brussels, 20.12.1973.
- [14] ———, On the Continuation and Implementation of a European Community Policy and Action Programme on the Environment, Official Journal of the European Communities, No C 139, Brussels, 13.6.1977.
- [15] ———, On the Continuation and Implementation of a European Community Policy and Action Programme on the Environment (1982 to 1986), Official Journal of the European Communities, No C 46, Brussels, 17.2.1983.
- [16] ———, On the Continuation and Implementation of a European Community Policy and Action Programme on the Environment (1987 to 1992), Official Journal of the European Communities, No C 289, Brussels, 29.10.1987.
- [17] ———, Environmental Policy in the European Community (Fourth edition), Brussels, 1990.
- [18] ———, Proposal for a Council Regulation (EEC) allowing Voluntary Participation by Companies in the Industrial Sector in a Community Eco-audit Scheme, Official Journal of the European Communities, No C 76, Brussels, 27.3.1992.



- [19] ———, Council Regulation (EEC) No 880/92 of 23 March 1992 on a Community Eco-label Award Scheme, Official Journal of the European Communities, No L 99, Brussels, 11.4. 1992.
- [20] European Communities Economic and Social Committee, Opinion of the Economic and Social Committee on the Proposal for a Council Regulation (EEC) on a Community Award Scheme for an Eco-label, COM (91) 37 final, Brussels, 25.9. 1991.
- [21] Greeno J. Ladd, Hedstrom Gilbert and Diberto Maryanne, *Environmental Auditing*, John Wiley & Sons, New York, 1985.
- [22] International Chamber of Commerce, *ICC Guide to Effective Environmental Auditing*, ICC Publishing Corporation, Paris, 1991.
- [23] International Organization for Standardization, ISO 10011 Guideline for Auditing Quality Systems, part 1-3, Geneva, 1990.
- [24] Michael G. Royston, *Pollution Prevention Pays*, Pergamon Press, Oxford, 1979.
- [25] OECD, *Agricultural and Environmental Policies*, Paris, 1989.
- [26] ———, *Environmental Labeling in OECD Countries*, Paris, 1991.
- [27] ———, *Environmental Policy: How to Apply Economic Instruments*, Paris, 1991.  
邦訳 環境庁地球環境部監修『地球環境のための市場経済革命』ダイヤモンド社, 1992.
- [28] Stanley P. Johnson, Guy Corcelle, *The Environmental Policy of the European Communities*, Graham & Trotman, London, 1989.
- [29] Ulrich Steger(Hrsg.), *Umwelt-Auditing*, Frankfurter allgemeinen Zeitung, Frankfurt am Main, 1991.
- [30] United Nations Environment Programme/Industry and Environment Office, *Environmental Auditing*, Paris, 1989.
- [31] 福田耕治「環境行政の形成と展開」, 金丸輝男編著『EC 欧州統合の現在』第2版, 23章, 創元社, 1989.
- [32] ジェトロ「環境保護とリサイクルビジネス」『ジェトロセンサー』1992. 2月.
- [33] 金沢良雄監修 公害防止協定確立委員会報告『公害防止協定の社会的役割・機能』社団法人 産業と環境の会, 1978.
- [34] 環境監査研究会編『環境監査入門』日本経済新聞社, 1992.
- [35] 菊池敏夫編著『企業と環境の考え方』産業能率短期大学, 1977.
- [36] 日本産業機械工業会『公害防止装置の生産実績について(各年)』.
- [37] 佐伯富樹「ECの環境保全政策」, 石渡利康, 佐伯富樹, 曾我英雄著『ECの拡大と深化』高文堂出版社, 1990.
- [38] 社団法人経済団体連合会『経団連地球環境憲章』1991.
- [39] 東京海上火災保険株式会社編『環境リスクと環境法』有斐閣 1992.
- [40] 在日ドイツ商工会議所「包装廃棄物回避のための政令」1991.
- [41] ———「ドイチャーマルクト」臨時増刊号 1991. 12月.

(慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生)